

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年6月1日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第5-58号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則第5-18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>様式第5号（第28条及び第29条関係）</p> <p>採用 昇任 のための選考請求書</p> <p>（略）</p> <p>添付書類：履歴書</p> <p>身体検査書（<u>採用に当たり必要な場合</u>）</p> <p>資格免許証明書の写（任用される職の職務遂行に必要な資格免許を有している場合）</p> | <p>様式第5号（第28条及び第29条関係）</p> <p>採用 昇任 のための選考請求書</p> <p>（略）</p> <p>添付書類：履歴書</p> <p>身体検査書（<u>採用の場合</u>）</p> <p>資格免許証明書の写（任用される職の職務遂行に必要な資格免許を有している場合）</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。